

上代文字資料と「うた」の文字表現

——前白木簡と「仮名書き」のこと——

八木京子

一、はじめに

——「木簡」に書かれる和歌の諸問題——

現在、文字資料学は『木簡研究』が先鞭をつけたように(一九六一年に「木簡」が発見される)、「考古学的遺物Ⅱモノ」の認識のもとに、単に文字だけではなく、書写材料の形態面を考察対象とすることが不可欠になっている(佐藤信氏『出土史料の古代史』東京大学出版会2002・11)。二十一世紀を迎え、相次いで著書をとめられた、杉本一樹氏『日本古代文書の研究』、榮原永遠男氏『奈良時代の写経と内裏』、同氏『奈良時代写経史研究』、渡辺晃宏氏『平城京と木簡の世紀』などの書は、それら形態論、様式論、機能論をふまえた周到な研究大成となっている。資料批判(モノ批判)という面において、文字や典籍を研究対象とするものが、

常に省みなければならない教唆的な言を多く含むものであり、ここに文字資料学のスタンダードが提示されたといえる。^①

「歌木簡」(「歌」を書くための一定の規格を有した木簡)のことを提唱された榮原永遠男氏もまた、木簡の属性把握の重要性を十分に指摘しながら、木簡に書かれた「文字」だけを扱うことに注意喚起した上で、次のように述べておられる。^②

①書かれた文字のみを対象とする研究が多く、木簡として見る姿勢にとほしい。

②木簡に書かれた歌もしくは歌らしきものを、機械的に習書・落書と見なしている。

本稿で提示する文字資料は、改めて旧稿に手を入れつつ、木簡の形態や属性、余白の文字や裏面の文字情報に関し、可能な限り、再度調査を行った。ただし、それらの資料は実見に及ばなかつ

たものも多く、その不安は正直、拭えてはいない。しかしまた、「実見」ということについて言えば――、フィールドワークの最優先を研究者として十二分に考える一方で、取り寄せた「頒布写真」の画像の精彩さ、そしてデジタルアーカイブのリンク画像の有用性に、新しい「研究」の可能性を見るかす、この数年でもあった⁴⁾。

栄原氏の「歌木簡」論が、国文学界に提示したものは大きい。

「はるくさ」木簡（「皮留久佐乃皮斯米之刀斯□」を最古とする「歌木簡」の二尺の規格・片面一行という様式は、「難波津の歌」を含む九点が、現在、指摘されているように、一定の定型規格を有すると考えられ、注意される⁵⁾。裏面に文字を残さない「はるくさ」木簡は、「繰返し」書くというような「習書」の跡が見えず（「習書」は、繰り返し書かれることが多い）、確かにそれを「文字の覚え」と考えることは難しい⁶⁾。その点において、「歌木簡」の存在そのものに、論者は異議を呈するものではない。

上野誠氏は、歌は「時々の状況に対応して、個々人の思いを陳べるもの」であり、それを記録する機会は、他人の歌の場合も自作の歌の場合もあったと考え、「字を覚えるための習書ではなく、定められた規格の木簡に、三十一文字を適当な字間を置いて配字するための練習であった」との見解を示された⁷⁾。栄原氏により、記録のためにわざわざ二尺の材を用いる必要はないとの反論も出されたが、歌木簡の廃棄の過程で生じたであろう縦割れ・中折れ

を、その都度、二次的段階・三次的段階と、裏面や余白の習書・落書の加筆過程を考えていくことの難しさは、渡辺晃宏氏に指摘されている⁸⁾。

そもそも、推定長「二尺」は、その字配りからの類推であるが、論者が前稿において問題としたのは、「歌」は、当初より一首全体を書くべきものと意図されていたのか、という一点に尽きる⁹⁾。記録としてならば、当然、和歌一首を書いたと考えられよう。しかし、紙媒体ではなく、次々に「習書」「落書」が書き加えられ、最終的に廃棄されていく木簡では、現在残っている「歌木簡」の全長が二〇センチ、三〇センチという実態のなかで、どこまでその全体像（二尺）が想像できるものか、幾ばくかの疑問を禁じ得ない。

そして、もう一つ、中折れであれば、歌の下の句だけが残った事例もあってよいように思われるが、いま知られる難波津の歌を含む和歌木簡は、歌の上の句が圧倒的に多いことも、その過程を考えるとさ不自然ではある。

木簡に書かれる和歌は、「歌」一首全体を記録し、それを読み上げるといような性格を有するのだろうか。書き手が知り得る限りの「歌」、その一節を書きつけたもの、と考えていく方が、上代人の和歌空間の在りように近いのではないか。

前稿にて「落書（すさび書き）」に規定した、「たへし人とするとも同じ心そ」（平城宮内裏外郭東北部土抗出土木簡）、「玉梓の

（君来（下三句か）」（平城宮内裏北方官衙地区出土木簡）の和歌のように、木簡の余白に数句だけ書かれる「韻文」が存在する以上、二〇センチ～三〇センチ程度（一般の木簡規格）の木簡に、上の句やその大きさに入るだけの「仮名書き」を、自由に書き連ねたと考えることも可能であろう。石神遺跡の木製品に書かれる「あさなぎに」の和歌も、片面のみの刻書であるが、冒頭からの十四字（踊り字を含んで十五字）、すなわち、その木製品に入る限りの文字が刻まれるだけで、裏面に続くことはない。

もちろん、柴原氏がB類に分類する「歌」にはさまざまな拡がりがあり、今後ともに、氏の論も進展していくことと思われる¹⁰。今後、われわれは、I類Bタイプ、II類の和歌とともに、馬場南遺跡出土木簡のような私的歌宴や、法会の場合などの可能性を加えながら、さらに深めて考察していく必要がある。

二、「難波津の歌」

―「発話形式」と「仮名書き」―

前稿では、「難波津歌」の「繰返し」事例の多いことに着目し、その「習書」性について論じた。すでに論じられていた「万葉仮名習得の手本」¹²、いわゆる「文字の覚え」ではなく、「仮名書き体」の習得を目的としたのではないか、という私見を述べたものであった（「落書」と考えられる例も、もちろんある）。そもそも、

文字テキストを持たない「難波津の歌」を「文字習得」のため、と考えるには相応の問題を残すであろうし（実際、難波津の歌の仮名字母は複数ある¹³）、いわゆる『論語』習書のように、テキストを臨模しながら学習した、と考えることはできない。

しかし、規範となる文字テキストを持たないがらに、「万葉仮名」は繰り返し練習されていた。そしてそれは、記憶の中の「なにはつ」の歌の音律を、「仮名」で書き表わすことで、繰り返し行われていたと考える他はない。

前稿に、右のように述べたことにつき、本稿にて補足をしておきたい。

近年、韓国出土木簡との比較研究のもとに、「前白木簡」が七世紀代の木簡研究の上でクローズアップされている。いわゆる「前白木簡」は、七世紀代の例が大半を占め、その多くが「和文」で表記される。すなわち、敬語表現が用いられ、必要最小限の助詞の明示化とともに、その語順も日本語順で書かれるものである（A例参照）。それが「和文体」であることは、ことさら重要な指摘である。「ことば」そのものが「和語」で発想され、書記されていることは、看過できない問題を孕んでいよう（「和語」「和文」の書記であることに重点を置くならば「和化漢文」ではなく「漢式和文」の用語が適当であろうか¹⁵）。

A、藤原宮跡北面中門地区出土木簡（七世紀末～八世紀初頭）

- ・ 卿等前恐々謹解寵命□
- ・ 卿尔受給請欲止申

B、小敷田遺跡出土木簡（七世紀末～八世紀初頭）

- ・ □□直許在□□代等言而布四枚乞是寵命座而
- ・ □□乎善問賜欲白之

いずれも、出土時期は七世紀末から八世紀初頭に比定されるが、中央からの出土の例（A）、地方官衙（埼玉県小敷田遺跡）からの出土の例（B）である。以上の二例は、東野治之氏により、次のように釈読されている。¹⁶⁾

A、卿らの前に恐み恐みも謹みて解す。寵□……卿に受け給はらむこと請欲ふと申す。

B、「□」直の許在る□□代等に言して布四枚を乞へ。これ寵命に坐して……□を善く問ひ賜はむこと欲すと白す。

A木簡は、「前二十解ス+」「ト申ス」の書式に則っており、一般的な上申文書の書式である。『』の発話内容は、敬意表現を含む日本語順の「和文」であることは見てのとおりであろう。B木簡もまた、「言シテ+」「+白ス」であり、こちらは明らかな「前白」形式を取っていないものの、上申の際のひとつの類型であることは動かない。

C 法隆寺五重塔初層天井組子裏面墨書（和銅四〔711〕年以前）¹⁷⁾

- 六月肺出[?]
- 白之

白之

□ 斯支已止

止富四[?]

□

言

* 一文字目の□は「前」「首」などの三角目までか。富四の次の□は、「言」の二画目までか。少し離れた組木には「賜之」とある。

D、法隆寺五重塔初層天井組子裏面墨書（和銅四〔711〕年以前）

- 「奈尔」
- 「奈尔波都尔佐久夜已」

* 「奈尔」と「奈尔波都尔佐久夜已」は垂直方向に書かれ、細長い組木の横方向に「奈尔」、縦方向に「奈尔波都尔佐久夜已」が書かれている。縦方向には「道其／道道」の同筆と思われる習書が並ぶ（方向を変えて「弥九麻」の習書あり）。「奈尔」は比較的しっかりとした、大ぶりの文字で書かれているが、「奈尔波都尔佐久夜已」は、字形も整わず乱雑に書かれたもので、前者の「奈尔」とは別筆に見える。

E、平城宮内裏東方東大溝地区出土木簡（奈良時代）

・□請^(合)請^(合)解^(合)謹^(合)解^(合)申^(合)事^(合)解^(合)奈^(合)尔^(合)波^(合)都^(合)尔^(合)

・佐久夜己乃波奈□□□^(夫由)

Cの資料は、釈文が安定しないことや、法隆寺五重塔の組木材に書かれることから、今ままであまり留意されなかった例だが、「前二十白ス+『しき』と『ほし』+言ス」と、『』に上申内容（発話）を「仮名書き」する「前白」書式の習書と想像される。同じ文字方向で、ごく近くに書かれる「首前」^(前)「前前／前（冠のみ）／前前」の文字も、これが「前白」書式の習書跡であることを裏付けるだろう。

「くを欲す（欲し）」と「白す」の形式は、Bに見るとおりであり、上申文書の「くを欲す（欲し）」の類例は、他にもたくさん¹⁸の事例がある。

上代語では「欲る」「欲りす」の例が多く、「欲し」と訓読する場合「見が欲し」「有りが欲し」など、動詞の名詞形に「が」を付けた形や、接尾語クをうけることが多い。しかし、左記の例のように、口頭語と覚しき「ことば」（直接話法）には、「欲し」（形容詞シク活用）が用いられていたことが知られる。

5 山背の 久世の若子が 欲と云ふ我 あふさわに 我を欲と云ふ 山背の久世

（人麻呂①二三六二）

汝をぞ嫁に保師と誰、菴知の此方の万の子、南无南无や、……

（『日本靈異記』中巻・三十三話）

実は、この「前前／前（冠のみ）／前前」の習書と同じ、組木内の少し離れたところに、D「奈尔波都尔佐久夜己」（文字方向は異なる）の「仮名書き」が見られる。従来、「難波津の歌」資料として注目されてきたものの、それが「前白」書式の習書周辺に書かれることにつき、言及されることはなかったように思われる。D「奈尔波都尔佐久夜己」は、近くに書かれる「奈尔」（大ぶりの筆致で、組木に組まれる以前に書かれたか）に触発されたとも考えられるが、その筆致は、C資料及び周辺の「習書」に似ていて、組木として組まれたあとに、C資料と同時的に書かれたと覚しい。

ここで注意したいのが、E、「□請請解謹解申事解奈尔波都尔」「佐久夜己乃波奈□□□」の「難波津木簡」である。

いわゆる「習書」と一般的に考えられているが、稿者がとりわけ興味深く思うのは、その「文書書式」と「書記体」のことである。「謹解申事」が、令制後の上申文書書式（事書きの書式）に則っていることは、明らかであろう。公式令に「式部省解申其事／其事云云 謹解」（『養老令』第二十一、公式令十一、「解式条」）とある通り、当該木簡は「謹解+申ス+『』と、『』

に上申の具体的用件を記す、「上申文書」の書式練習であることは言うまでもない。そして、その具体的用件（云云）の「書記体」が、仮に「難波津の歌」の「仮名書き体」で書かれているのである。さて、現代ならば「謹解申、あいうえおかきくけこ」といったところであろうか。

すなわち、「仮名書き」という書記体で書かれるべき場所に「上申文書」の「上申内容（発話部分）」が、「難波津の歌」で書かれていたということになる。

畢竟、「仮名書き」は、漢文体の「文書書式（謹解↪謹解〔以解〕）」の大枠に支えられながら、「和語」「和文」を発話主の音韻のままに書記化する方法として、¹⁹ 律令政治の幕開けの時代、徐々に浸透していったと考えられる。

「難波津の歌」は、「文字の覚え」（文字習得）ではなく、実用的な律令文書に用いる「仮名書き体」の習得のためであった、という論者の立論は、このような事例からの帰結による。

先に挙げた、C・D例の「仮名書き」もまた、このような上申文書の書式練習の一環と考えることができよう。

なお、「仮名書き体」で書かれた上申文書の習書に、次のような事例も見られる。

F、薬師寺東僧房北井戸跡（霊亀 [716] 年の伴出木簡あり）

□□知□謹申木未呂阿何波知

・木未呂和礼波知^[木知]□□波知波

「謹みて申すことには、『木未呂、吾（阿）を書き直して（何）は知る、木未呂われは知る……』」などと訓読することができようか。「上申文書」では、「前白」「謹申」の後に続けて、「僕・奴・奴我（やつかれ）」「われ」「自身の名」を言挙げしたのちに、「上申（発話）内容」を記載していく事例が少なくない。²⁰

前白木簡は、「解」や「牒」などの文書の様式が整っていく前段階の書式と考えられ、七世紀末という時代にあつて、口頭伝達を文書化したものと評価されている。そのことにつき、三上喜孝氏は「一定の様式を持つ文書が中国から朝鮮半島を経て日本列島に広がっていったということ」であり、「口頭から文書へ」という文脈とは別次元の問題としてとらえなければならぬのではないだろうか」と提言している。²¹

ただし、その朝鮮半島由来の「様式」に当てはめて、どのように口頭言語を記録したか——、すなわち、本稿でいう「文書書式」と「書記体」のこと——、は、和語をどのように記載したかという視点である。いま飛鳥池木簡に「（大徳）前白須」のような前白木簡と覚しき例を見るにつけ、「のまへにまをす」という書式の定型化は、和文表記への大きな一歩であったと考えるのである。

三、「難波津の歌」

―地名の「仮名書き」と「習書」―

G、藤原京左京七条一坊西南坪出土木簡七世紀末～大宝初年頃か

・ 奈尔皮ツ尔佐久矢己乃皮奈布由己母利伊真皮々留マ止

大□太夫

佐久^(奈カ)□□□□^(奈カ) 職職 「」 □ □ □ 与

・ 皮^(奈カ)□^(奈カ)皮皮職職馬来田評

「職」は、律令によって定められる官司の職名であり、その長官は「大夫」である。当時、「中宮職」「大膳職」「左右京職」「撰津職」が置かれるが、習書木簡には「大膳職解」「中宮職解」などの例が見られる。このG例も同様、実用文書の練習の一環であつたと考えてよいであろう。

就中、Gの事例では、「皮皮皮」と繰り返し「万葉仮名」を練習したあとに、その応用とでもいふべきか、地名（評名）である「馬来田」が「仮名書き」されている。「難波津の歌」の周辺に、「万葉仮名」の習書が多いことは、前稿にも例を挙げたとおりである。

「仮名書き」が実用化されるケースに、地名・人名・物産品名などがあることは予想されるが、実際に「仮名書き」を書いてみる、というような場合には――、仮に、何らかの韻律にのせて、例え

ば「なにはつにさくや〜」などと書く以外、「仮名書き」テキストをもたない万葉人にとっては、練習の仕様がなかったのであるう。

もちろん、ここで「練習」と言う以上、その問題性は限りなく「習書」に近づいていくのであるが、一次的テキストとしての「難波津の歌」の書記と、その周辺に書かれる「万葉仮名」の習書は、厳密に区別して考えていくこともできる。少々、話しがややこしくなるが、次に例を挙げて見ておきたい。

H、観音寺遺跡木簡（二二号木簡）（七世紀末から八世紀前半か）

「□方 那尔波^(那カ)尔^(佐カ)□久矢^(乃カ)□波□

阿波国道□ □尔波都尔佐久^(奈カ)□己乃波□

奈尔波□

Hは、「難波津の歌」の中でも「那尔波」と文字表記される珍しい例である。興味深いのは、そのすぐ脇に書かれる「阿波国」の習書が、「さんずい」を伴う「波」で書かれていることである。「波」を複数回、書いていることから、この習書木簡が「阿波国」という地名表記の練習のためであったことは、一見して理解される。「アハ国」は、古くは「粟」と書かれることが多く、「阿波」の国名表記は和銅六年の「好字」「二字」の勅命を受けた後に、安定的に流布したのであるう。

しかし、「那尔波」の「那」は、行を替えて書かれる「奈尔波」に、「奈」とあり、この書き手の意識裡に「ナニハ」は「奈尔波」と書くことが一般的、という知識が存在したことも知られるのである（異筆の可能性もある）。

それでは、なぜに、この日例に限って「那尔波」と書かれるのか。その必要性はどこにあるのか。

同時に発掘された観音寺遺跡からは、阿波国の那賀郡の地名に因むと思われる人名、「那賀直綿麻呂」が見える。その一方で、国府がおかれる「名方郡」は、「名」と書かれることが、古来より知られ、日本簡の冒頭の「□方」は「名方」とする見解もある。地名に用いられる「ナ」音をめぐる「那」「名」「奈」の同音異字は、「阿波」国内の地名を、一定の文字列で「仮名書き」する際に考慮すべき「仮名」であったのだろう。

「万葉仮名」に同音異字を多く含むこと、もちろん、変字法などの文字操作もこの基本知識なくしてはあり得ないのだが――、それらを習得する場合には、下の句に「繰り返し句」を持つ「難波津の歌」が積極的に採用されたのではなからうか（男手の放ち書きが、字母を換えて書く練習に用いられたことは、『宇津保物語』に見える）。

そして、テキストをもたない「難波津の歌」は、「那尔波」「奈尔皮」と自由に書かれ、その結果、学ぶべき字母の必要性のままに、複数回の習書を伴って現出することになった。

このような状況性について、厳密に「習書」の定義に則るならば、一次的な文字列「那尔波□尔□久矢□□波」は、「テキスト」として書かれる文字であり、そこから派生した「習書」が「阿波」であり、「奈尔波」であるということになるのか。

ともかくも、「仮名書き」の書記テキストを即席する場合に、一般に知られていた「難波津の歌」がいったん文字化され、それに続けて「万葉仮名」が練習されたという過程が、いま残る木簡の文字情報から類推されるのである。

四、「文学」の萌芽

― 文書木簡・書簡文の「ことば」 ―

歴史的遺物に伴ってある「文字資料」は、(モノ)としての考古学的分析に立脚する必要がある。その上で書かれた文字を「国語学的」に読み解き、それが和歌・消息であれば、ときに「文学的」に読み解くことにもなる。

従来、「文書木簡」のような(モノ)と、個々の「文学テキスト」の文字列を、同じ組上で論じることの不可能性が多く指摘されてきた。確かに、文字列が書かれた外因を考えないままに、書かれた文字列だけを比較することで、得られる稔りはないだろう。しかしまた、当時の書記リテラシーの状況を辿るには、第一次史料である木簡文字資料が、十分な出土点数をもって目の前にあ

り、その中には「和歌」も「書簡文」も含まれていることは確かな事実である。そして、「仮名書き」を一つのフォーマットと考えた場合、それが、万葉集の和歌や記紀の歌謡のみならず、韻文・散文を含む「上代文字資料」全般に見られる「書記体」であることは、いまや自明のことである。

個々の貝殻のように、かたく閉じてゆく万葉和歌の「文字テキスト」としての発想——、ひとつの物産品としての固い殻は、あたかも絶縁体のごとくそこに横たわることによって、あるべき「文字」論、「文学」論の奥行きを狭めてしまっていないだろうか。はて、大海に沈む「白玉」は、引いては寄せる「波」に、揺さぶられることはないのか。当時の官人たちが、日常的に触れ得たであろう「文書」の書記、そして「和歌」の書記について、その可能性を考えていくことはできないだろうか。

「上代文字資料」と「歌の文字」との「書記体（仮名書き）」としての繋がり、そして「文字表現」としての異なりを考えていくことが、本稿が掲げる最後の目的である。次に、「文書木簡」の文章を見てみたい。

I、平城京左京三条二坊一・二・七・八坪 長屋王邸出土木簡（S
D四七五〇）

・以大命符 牟射／廣足（双行）等 椽煮遺絶冊匹之中伊勢絶

十四大御服煮今卅匹宮 在加絶十匹并卅匹煮今急々進 山方
王／白褥取而進出 玆努若翁御下裳代納辛櫃皆進出／出
又林若翁帳内物万呂令持煮遺絶二匹急進出浄味片絶曾持罷
・御禪代帛絶易絶進出（中略）五月十七日／家令 家扶

当該例は「大命符」とある通り、邸宅の主人の命を、家令・家扶が書記した「下達文書」である。「若翁（ワカミタフリ）」や「若反（ヲチカヘル）」などの「和語」を多く含むことが特徴であり、すでに東野治之氏により「和文」であることが指摘されている。²³⁾

小書きで「浄味片絶曾」と、助詞「そ」を文字化していることが注目されるが（同文書には他にも助動詞「き（支）」の書き添えがある²⁴⁾）、さらに「片絶かなきふ」の形容に「浄き味き」の修飾句が置かれていて、独特な文章表現となっている。この文意について、次に考えを巡らせたい。

傍線を付した一文につき、東野治之氏は次のように訓読を加えている。

又、林若翁の帳内、物麻呂に持た令めて煮に遣はす絶二匹、
急ぎ進り出せ。浄き味き片絶うまかなきふそ。持ち罷りし御禪代の帛は、
絶に易へ、絶を進り出せ。

まずは、事の成り行きを確認しておくが、帳内の「物麻呂」に持たせて煮させた「絶」が、なかなか手元に届かなかったことへの「怒り」が発話者であり、それがゆえの「急進出（急ぎたてま

つり出せ)の「コトバ」であることは自明だろう。既に持ち帰った「帛」を「絶」に易えて進上せよ、と殊更に言うのは、もちろん、「帛」より「絶」の方が上等な絹織物であったからに他ならない。「片絶」は他に用例を見ないが、「固織りの絹(縑)」の意と東野氏は類推する。「帛」は「練り絹」、「絶」は「生絹」であろうか。「縑」は細い生糸で織りあげた絹織物で、夏の衣に用いられる。旧暦五月という時期から推して、急ぎの調達を指示したものと考えられる。その口吻、怒りのほど——、「帛などではなく、絶に易えて、絶を持って来い」の謂いは、一度、書記すれば、文字情報として十分であるはずの「絶」という「コトバ」が、「帛を絶に易へて、絶を進り出せ」と、二回、立て続けに書記されることに顕著である。

発話者が「片絶」を、「淨き味き」と「コトバ」の上で、とりわけ強調するのはなぜか。

想像するところ、その「コトバ」の背後には「お前が、すでに持ち帰ったような禪(はかま)の帛(練り絹)なんかより、ずっとずっと上等な絶(生絹)だぞ!」との意味が、含まれているためであろう。情報ファクターという点から見れば、「淨き味き片絶そ」の「淨き味き」「そ」は、発話者の「余情」表現に過ぎず、不要ともいえる文字情報である。しかし、それらは、発話者の「コトバ」のままに書かれ、「読み手(下命を受ける者たち)」に伝達されることによって、「ただならぬ事態」である現場の状

況が、事細かに再現されることになる。

何にせよ、発話の主は、あの「長屋親王」である可能性が高い。「表現」ということこの地盤、すなわち出来事を記す文章の、行間を読み取るといった「(文学的)読み」は、このような八世紀第一四半世紀(和銅四年〔711〕～靈龜二年〔716〕)の「文書木簡」にも、垣間、窺うことができるのである。そして、いま、それが「和語」を背景とする「仮名」の書き添えによって「読み手」にもたらされることに、十分に意を払うべきであろう。

そもそも、発話者の内容を「コトバ」のままに書き写しそれを他者に伝えることは、私的な通信、すなわち「手紙文」としての意味合いを帯びていくことは、必至である。書記者が発信者と同じであれば、なおさらその「余情」は、微細に文字化される機会をもつことになる。 「仮名書き」で書かれる「和文」「和歌」は、次に見ていくように、その表現性を支える素材としての「書記体(仮名書き)」の在りようを考えていくに十分である。

「和文」の「文書」は、家政機関と思われる藤原麻呂邸(もしくは、皇后宮)かと推定される、二条大路濠状遺構出土の「仮名書き」木簡にも窺える(天平七〔735〕年～八〔736〕年頃か)。

J、平城京左京三条二坊八坪二条大路濠状遺構(南)出土木簡(SD五二〇〇)

・進上 以子五十束 伊知比古一

□和岐豆麻字須多加半奈波阿
□止毛々々多□比止奈□止麻字須

・比上毛□□□□
 □我□□□□
 □止□□□□
 □□□□
 天平□年三月十六日伯部太麻呂巳時

小谷博泰氏に「別きて申す、たかむな(筍)はあれども、持たむ人なしと申す」と、釈読がある。割り書きではない部分に書かれた「以子(稲か)、五十束」「苺、一籠」という物品名が、実際に「進上」された物品であることは、木簡の本来の機能からして、動くまい。当然、この文書木簡の第一次的な情報ファクターは、「稲(?)」と「苺」を「伯部太麻呂」から進上するということがある。

右は、「別きて申す、『』と申す」の構文であって、それが本稿第二節に述べた、上申書の書式に則っていることは肯えよう。ただし、「ワキテマウス」の部分も「仮名」で書かれている点、既にみたような前白木簡とは異なることが注意される。形式上は「直接話法」で書かれているが、発話主「ワレ」の提示は、送受信者の了解事項であるためか、省かれている。どこからが「話型」であるか判然としない当該文書木簡は、敢えてその「話型」の所在を明らかにさせてきた「前白木簡」や、公式令の「発信元」+解申其事+『』+謹解などの公式文書の「書式」から、逸脱した「書式」になっている。

なおかつ、注目したいのは、割り書きで書かれる部分が、二次的な伝達要素であり、それが「仮名」で書かれていることである。「進上」すべき「稲」「苺」は、物品に添えて送る「木簡」の情

報ファクターとして最重要であるが、「進上」しない物品の情報を書記することの必要性は、「付札」そのものの機能からすれば、皆無である。

J木簡で、伯部太麻呂が「巳時」と記すことは、午前十時頃という時刻であれば、「人手さえあれば(送ることができるのだが……)」ということの、追記(別申)として書かれたものと推測できる(裏面は「比止毛(人も〜)」と釈読できる)。「人手があれば送る」と書いたものか、「人手をよこしてくれ」と書いたものか。いずれにせよ、このような事例に至って、「文書」——、広義には「書簡文」は、「読み手」の心情を慮りつつ、言葉をかさね連ねること、で、「書き手」主体の単方向のものから、「書き手」と「読み手」の双方向の情報手段として——、いわゆる「手紙文」へと始動してゆくように思われる。

J木簡の「わきてまうすたかむなはあれどもたむひとなしとまうす」と書く「総仮名書き」は(「地の文」と「会話文」を書き分けない)、発話主の「話型」をわざわざ明示する必要のない「書簡文」という書式のなかで、さらに、「余情表現」「心話表現」の叙述を可能とするような「仮名文」「消息文」——、「正倉院仮名甲乙文書」(天平宝字年間[757-763])、遙かには「藤原有年申文」(貞観九[869]年)に見るような——、へと歩みを進めていくのであろう。

そこに、「仮名書き」による散文作品の萌芽を見出だしていく

ことは、もはや早計なことではない。

天平宝字六年〔682〕には、正倉院文書の「僧正美書状」に「春佐米乃 阿波礼——」の「コトバ」があった。

五、「文学」としての「和歌」

—正倉院文書の「和歌」資料—

K、正倉院文書(僧正美書状)(書状に天平宝字六〔682〕年とある)

春佐米乃 阿波礼——

Kは、前稿で「落書」に規定した例である。「阿波礼」の下に続く「——」は疊符とも考えられるが、右に向けて長く伸びていく「——」は、本来、文字を続けるべきであったが敢えて書かず、余韻を残したもののように見て取れる。

当該「落書」の存在は夙に指摘されていたが、その「文学的」読みについては、論者の知る限り、未だなされて来なかったように思われる。このことは、別稿に述べたとおりであるが、いま簡単に触れておきたい。

この書簡は、近江石山寺の僧正美が、奈良の造石山寺院所の案主である下道主に宛てた手紙である。書状には、「天平寶字六年潤十二月二日」の日付があり、この年は、「年内立春」であったことが知られる(『暦日原典』)。天平宝字六年は閏月の立春で

あり(十二月十五日)、ことのほか早く年の内に春を迎える年であった。「漢文書状」の最後、「日付」のすぐ手前に書かれる「春さめのあはれ——」の「仮名書き」は、来るべき「春」を予感した作者が、読み手の共感を求めて書き添えたものであろう。漢文書簡に添えられる「仮名書き」は、「和歌」の素養を抜きにして、それを受容することはできない。一方的に散らし書かれた「ことば」ではあるが、それは「書き手」「読み手」に「和歌」的発想をともしなう「言説空間」として、存したことであろう。「うた」の世界では、「春雨」は、長く、ときに激しく降るものとして歌われる。

当該漢文書状は、「奉」別以来、経「數日」、戀「堪多」の冒頭をもって始まる。手紙の読み手は「戀ふる念ひ」の表現性の、その延長線上に、書簡末尾の「春さめのあはれ——」の余情を目にするのである。それは、長く続く「春雨」の発想裡にあつて、戀ふる日の長さ、そして、年内立春を間近にした「春」の予感とともに、互いに共有し得る「余情」であったと想像される。

L、正倉院文書紙背(韓藍花歌切)(天平勝宝元〔756〕年、八月二十八日)

□家之韓藍花今見者難寫成鴨

L歌は、同時代に残る「落書」というよりは、「創作歌」の性

格を色濃くする「和歌」であり、興味深い。

K例の「春さめのあはれ——」が「仮名書き」で書かれるのに対し、この「和歌」は「正訓字」で書かれ、「書記体」の異なりということでも、大きな問題を投げかける「和歌」である。このことは、K例が、「漢文」の書状に併せた「和文」の「ことば」と位置づけられる一方で、当該歌は、単体の「和歌（創作和歌）」の書記と考えられることであり、いまそこに、問題の焦点がある。

「□家の韓藍の花今見れば写し難くも成りにけるかも」と訓まれる当該歌は、従来、欠損部に「妹」の語を補って、相聞歌と考えられてきた経緯がある。²⁷⁾

当該和歌は、「□麻呂解 申造法華用紙事／合卅 継紙十部界廿部／天平勝寶元年八月廿八日」と書かれた文書紙背にある「外題」（端裏書）の右脇に書かれている。「解＋申ス＋『□』」は、先に第二節で述べた上申書の書式であり、すなわち「□麻呂、解申ス＋『法華用紙を造るコト』」の意と理解される。自身の勤務の証しとして、作業内容である法華経の写経用紙（継紙・界紙）の数を申告したのである。

和歌は、その手実をまとめた管理者（東大寺の案主曹所に務めていた他田水主か）が、「外題」として書いたと覚しき「装潢手実」という文字のすぐ右脇に書かれている。

和歌にある「写し難くも成りにける」の「ことば」について、

いま、文書内容と対応させながら、創作和歌としての解釈を試みたい。

「造紙」と文書内容にあるのは、この場合、写経用に特別に誂えた紙を継いで、写経用紙を「継紙」に造ったということであろう。充たされた料紙を継いで、期日までに仕上げた後は、管理者から、新たな業務依頼の物品支給を待つばかりである。そして、その物品の出納管理に当たっていたのが、寺の案主たちであった。「韓藍」は「移し染め」に用いられ、『万葉集』（⑦一三六二）にも「秋さらば影しもせむと我が蒔きし韓藍の花を誰か摘みけむ」とある。写経用紙には、当時、橡染めなどの「染紙」が用いられることもあったという。

「写し」と「移し」は、ここで「懸詞」として詠まれているであろう。『万葉集』には「移し」「影し」とも書かれるが、二次的な文字情報である「写」で書かれていることは、「写経用紙」という文書の内容を受けたためと考えられる。「懸詞」を文字化する際には、第一義の意味、第二義の意味の二通りの書き方が予想されるが、「うつし」を「写」と「書く」ことは、「韓藍の移し」という意だけではない、「法華経の写し」であることの、「文字」による表明であろう。

別稿に述べたように、「韓藍の花」は、「法花（華）経」を喩したものと思われる。旧暦八月末であれば、韓藍（ケイトウ）の美しい時節であったと想像できる。「韓藍（ケイトウ）」は庭さき

に植えることも多かつたようで、山部赤人に「我がやどに韓藍蒔き生ほし枯れぬとも懲りずてまたも時かむとそ思ふ」(③三八四)、作者未詳歌に「恋ふる日の日長くしあれば我が園の韓藍の花の色に出でにけり」(⑩二二七八)などと詠まれる。

実景である秋深き旧暦八月二十八日の「韓藍の花」に重ねて、「舶来の韓藍花(法花経)は、いま目の前にあるが、用紙がないために、移し染めにすることも、写経をすることもできないことよ——」と、すさび書いたのではなかったか。「いま見れば」とある歌句は、眼前にある韓藍の花を見ての即興と考えることで、「和歌(創作歌)」の醍醐味を感じることもできる。「写し」と「移し」の懸詞による機転もまた、ここで心憎い。

別稿にて、右のように述べたことは、叙上のごとき理解による。さて、K、正倉院文書(僧正美書状) L、正倉院文書紙背(韓藍花歌切)にあつては、そこに「文学」と呼ぶに値する「和歌」の要素を看取することができた。

ここに至つて、ようやく『万葉集』テキストに収載される歌うたとの連続相が、保証されることになる。

六、『万葉集』の文字表現

―「仮名書き」と「うた」の文字の異相―

「仮名書き」や「和歌」の文字資料を確認しながら、柿本人麻呂という、七世紀末から八世紀初めに活躍した歌人の文字を考え、ていくことは、前節までに述べたような「書記体(仮名書き体・正訓字主体)」としての連続相と、「文字表現」としての異相を考えていくことにある。⁽²⁸⁾

人麻呂の非略体歌・作歌の表記は、もちろん「総仮名書き」ではないが、助詞助動詞を中心に「仮名書き」への志向が窺えることは、既に多く述べられてきたことである。その驥尾に付しながら、以前、上代文字資料の「仮名書き」の音仮名・訓仮名を交用する例と、人麻呂の音仮名・訓仮名を交用する例について、その「違い」を論じたことがある。⁽²⁹⁾

M、飛鳥池遺跡出土木簡(「丁丑年」天武六〔677〕年の年紀木簡が伴出)
(※傍線を付したものが訓仮名)

・□止求止佐田目手□

N、平城宮第一次大極殿院西面築地回廊出土木簡(和銅六〔713〕年頃か)

- ・ □矢己乃者奈夫由己 □伊真者留部止
- ・ □伊己册利伊真役春マ止作古矢己乃者奈

音仮名・訓仮名を交用した「仮名書き体」で書かれるこれらの「和文」「和歌」は、書記者にとつて（もしくははその時代において）扱いやすい文字表記が、たまたま現出したと考えるべきであり、「訓仮名」を用いたからといって、そこに「意味」を求めるべき性格のものではない。奥村悦三氏が、「正用体を含みうるのが通用体」「俗用体」であると指摘し、実用に用いられる文字用法は、「上位の用字層を使いこなせる人なら、単に通俗の字母を取りいれるだけで、それより下位の用字法を使ってみせることが可能だったろう」と、端的に述べたとおりである²⁹⁾。

では、翻つて『万葉集』テキストに残る、柿本人麻呂の和歌では、音仮名・訓仮名はどのように現われ出るのであろうか。このことは以前にも触れたため、詳細はそちらに譲るが、いま簡略に述べ³⁰⁾ておく。

人麻呂作歌「留京歌三首」について、その音仮名・訓仮名の在りようと、「懸詞」のレトリックを確かめてみたい。

伊勢国に幸す時に、京に留まれる柿本朝臣人麻呂が作る歌
 嗚呼見乃浦尔 船乗為良武 憾孀等之 珠裳乃須十二 四寶
 三都良武香

- 釵著 手節乃琦二 今日毛可母 大宮人之 玉藻莉良武 (①四〇)

潮左為二 五十等兒乃嶋邊 榜船荷 妹乘良六鹿 荒嶋廻乎 (①四一)

「須十」(裾)、「三都」(満つ)、「良六」(らむ)など、傍線を付したものが「訓仮名」である。音仮名・訓仮名が一つの「ことば」の中で交用されているが、すべて「数仮名」であることに気が付かれる。これらは、歌群全体に配される「数仮名」(須十二、四寶、手節乃琦二、潮左為二、五十等兒)の文字遣いに呼応して、意図的に仕組まれたものであり、「仮名」による視覚的な「文字意匠」の跡と考えられる。当然、人麻呂の時代に、「裾(スソ)」「満つ(ミツ)」などの「ことば」に正訓が定着していなかったとは考えがたく、意識的な「文字表現」として書かれたのであろう。第三首に「五十等兒」と書くことは、持統女帝に従事する数多の女官のなかの「一人」の娘子を、文字面の上でクローズアップするために配された「文字表現」だと考えられる。

そして、これらの文字による工夫は、「アミの浦」(「アミ鳴呼」「ミ見」)、「イラゴの嶋」(「イ五十」「ラ等」「ゴ兒」)と、個々の「音節」に対応することで——、すなわち、「仮名書き」の「書記体」そのものに乗っかることで初めて、可能と

なった文字遣いであることに、十分に注意したい。敢えて言えば、「地名」という安定的な「訓み」と「音節」に支えられてこそ、これらの「文字表現」が可能になっているといっても過言ではない。⁽³¹⁾

そして、「仮名書き」の連続相と、いま本稿で述べるところは、「戯書」が「熟合仮名」を介して「訓仮名」と連続的であるように、⁽³²⁾「嗚呼見乃浦」「五十等兒」のような文字表現は、文字化の原理にあつて「義訓」に似通うものの、その運用は「仮名」に限りなく近づいていることを、指摘するためである。⁽³³⁾

「数仮名」を散りばめて、歌群全体を彩る「文字意匠」には、「書くこと」への余裕から生じる「遊び心」までが、かいま見えにくる。人麻呂歌集に多く見られた「義訓」（総訓字で「うた」を書くという志向にあつた）から、「訓仮名」を背景とする「文字意匠」（「仮名書き」を前提とした「うた」の文字）は、ここで見たような人麻呂作歌にいたつて、より達成されているように思われる。いま、これらの例に、安騎野獵歌に見られる長歌の「ことば」——、たとえば、「多日（たび）」「夜取（やどり）」などの例を挙げてみよう。このことは、実は、人麻呂歌集に「戯書」と呼べる明らかな例がないことに照らして、もっと掘り下げて論じられてよいことではなからうか。

人麻呂の置語表記もまた、その多くが「仮名書き」で書かれる上代文献のなかで、特異な「文字表現」の在りようを示している

（「小端（はつはつ）」「凡浪（なみなみ）」「十緒（とをを）」「狭藍左謂（さゐさゐ）」。これら「置語」という同音の「繰り返し」が、音節の安定をもたらししていることは、もはや言を俟たない。⁽³⁴⁾

「ことば（音節）」の安定は、「文字表現」の可能性を拓き、そしてさらに複雑な「文字意匠」の境地へと書き手を誘ってゆく。万葉集に「戯書」の発明を見るのは、そう遠いことではない。

本稿では、「書記体」として存在する「仮名書き」と、人麻呂によって開花した「うた」の文字表現についてのアウトラインを述べた。年来、考えてきたことをまとめた次第である。なお、「前白木簡」の用例整理や、文書木簡として取り上げた「長屋王木簡」の事例においては、本稿で論じ残した部分も多い。後稿にゆだねたい。

注

- (1) 杉本一樹氏『日本古代文書の研究』（吉川弘文館 2001・2）、榮原永遠男氏『奈良時代の写経と内裏』（塙書房 2000・3）、同氏『奈良時代写経史研究』（塙書房 2003・5）、渡辺晃宏氏『平城京と木簡の世紀』（講談社 2001・2）、同氏『平城京一三〇〇年「全検証」奈良の都を木簡から読み解く』（柏書房 2010・4）、寺崎保広氏『古代日本の都城と木簡』（吉川弘文館 2006・12）など。なお、杉本一樹氏の正倉院文書の分析方法は、『正倉院文書』（岩波講座 日本通史）巻四巻 古代 3 岩波書店 1994・6）に詳しい。その集大成として同氏『正倉院宝物の世界』（山川出版 2010・6）があ

- る。
- (2) 栄原永遠男氏「木簡としてみた歌木簡」〔『美夫君志』七十五号 2007・11〕
- (3) 拙稿①「難波津の落書―仮名書きの文字資料のなかで―」〔『国文目白』四四号 2005・2〕、拙稿②「上代文字資料における音訓仮名の交用表記―難波津の歌などの木簡資料を中心に―」〔高岡市万葉歴史館紀要』第一五号 2005・3〕、拙稿③「音仮名と訓仮名を交えた表記―万葉集仮名書き歌巻と和歌木簡資料を中心に―」〔日本女子大学紀要文学部』五四号 2005・3、拙稿④「万葉集の音訓仮名交用表記―人麻呂の「うた」の文字としての「仮名」―」〔日本女子大学紀要文学部』五五号 2006・3〕、拙稿⑤「懸詞」と地名表記―七世紀の文字と、「レトリック」としての文字―」〔日本女子大学紀要文学部』五七号 2008・3〕、拙稿⑥「義訓と戯書の逕庭―人麻呂の「義訓」と「有意的仮名」―」〔『国文目白』四八号 2009・2〕、拙稿⑦「難波津」の落書再考―「習書」と「落書（すさび書き）」のあいだ―（谷中信一編『出土資料と漢字文化圏』汲古書院 2011・3）、以下、本論で「うた」「前稿」とは、拙稿⑦のことをいう。
- (4) 渡辺晃宏氏「書評：栄原永遠男氏『万葉歌木簡を追う』を読む」〔『木簡研究』三十四号 2012・11〕
- (5) 栄原永遠男氏「万葉歌木簡を追う」〔和泉書院 2011・12〕、同氏「歌木簡の語ること」〔『学士会会報』二〇一〇―一、2020・1〕。なお、A B タイプの二類型に分かつことの指摘は「歌木簡の実態とその機能」〔『木簡研究』三〇号 2008・1〕を初出とする。
- (6) 拙稿（注 3）論文⑦、第三節「難波津の歌の場合―繰り返し書かれる難波津の歌―」に詳述した。
- (7) 上野誠氏「難波津歌典礼唱和説批判―「いわゆる「万葉歌木簡」研究覚書き」〔『国文学』第五十四卷六号 2009・4〕
- (8) 渡辺晃宏氏（注 4）論文。
- (9) 拙稿（注 3）論文⑦
- (10) （注 5）著書『万葉歌木簡を追う』（「おわりに―やり残したこ」と）和泉書院 2011・1）に「あさなぎ」木簡の指摘がある。
- (11) 上野誠氏「特集 歌謡の時代 馬場南遺跡出土木簡臆説―ヤマトウタを歌うこと」〔『國學院雑誌』第一一〇巻一一号 2009・11〕、吉川真司氏「法会と歌木簡―神雄寺跡出土歌木簡の再検討―」〔『萬葉集研究』三六卷 塙書房 2016・12〕
- (12) 東野治之氏「平城出土資料からみた難波津の歌」〔『日本古代木簡の研究』塙書房 1983・3〕
- (13) 拙稿（注 3）論文①
- (14) 市大樹氏「飛鳥藤原木簡の研究」〔第九章 飛鳥藤原木簡の諸相 第一節 前白木簡に関する一考察〕塙書房 2010・10）、同氏「黎明期の日本古代木簡」〔『国立民俗博物館研究報告』第一九四集 2015・3〕、三上喜孝氏「韓国出土の文書木簡―「牒」木簡と「前白」木簡を中心に―」〔『国立民俗博物館研究報告』二二四集 2021・3〕
- (15) 「漢式和文」という名称は、山口佳紀氏「古事記の表現と解釈」〔『風間書房 2005・2〕に準じらる。
- (16) 東野治之氏「長屋王家木簡の文体と用語」〔『長屋王家木簡の研究』塙書房 1996・1 p.33〕、同氏「木簡に現われた『某の前に申す』という形式の文書について」〔『日本古代木簡の研究』塙書

- 房 1983:3)。
- (17) 福山敏男氏「法隆寺五重塔の落書の和歌」『日本建築史研究 続編』墨水書房 1971所収、1983:11(初出)の釈文による。「富四」の上の文字は「之」であろうか。「肺」は「胚」か。「月不出」の可能性もある。左から書き散らしたもののか。
- (18) 「藤原宮跡南面西門付近出土木簡」に、「・但鮭者速欲等云□□」
「・以上博士御前白 宮守官」とある。「但し鮭は速く欲し、と云ふ」などと訓読できる。
ほか、桑津遺跡出土木簡(七世紀前半)に(釈文、私案を含む)、
・(符録) 文田里 道意白加之
・各家皮等之
とある事例も同様、「白ス+」の例と考えられる。最古の呪符木簡と思われるが、「白(まをす)」以下を「発話」と考えることができ、(之を)加へ、(之を)寫(うつ)せの意であろうか(左行から読む、「之」「乎」は漢式にならない、不読の可能性もある)。木簡の内容は、文田里の里長等に、この呪符札を各戸に祀ることを指示したものと考えられる。裏面は、「各の家は之を等しくせよ(委しくせよ)」と訓めるであろうか。「寫」は「募」であれば、「新撰字鏡」「募」の訓みに「ネガフ」、滋賀県北大津遺跡出土の音義木簡に「募ネガフ」とあることが参考になる。「道意」は「道意弥」の可能性もあるが存疑。
- (19) 乾善彦氏「部分的宣命書きと和漢混淆文」(『女子大文学 国文篇』五十四号 2003:3)にも、漢式の文章内に含まれる「会話」について指摘がある。のち、『日本語書記用文体の成立基盤』(第四
- 章 変体漢文表記から和漢混淆文体へ)『埴書房 2017:3)に所収。なお、古事記会話文の引用の方法も同書に詳しい。
- (20) このことについては「前白木簡」の整理とともに、別稿を予定している。
- (21) 早川庄八氏「公式様文書と文書木簡」(『日本古代の文書と典籍』吉川弘文館 1997:5)
- (22) 三上喜孝氏(注14) 論文。
- (23) 東野治之氏「長屋王家木簡の文体と用語」『長屋王家木簡の研究』埴書房 1996:11、p23~p26)
- (24) 同木簡には「志我山寺都保菜造而遣若反者遣^支」ともあり、東野治之氏は、「志賀山寺につほ菜造りて遣はせ。若反りし者は遣はしき」と訓読する(注23著書、p50)。同長屋王木簡には、「醬」や「酒粕」の漬物を記録した木簡も見られ、漬物類の可能性もあるが、在疑。『万葉集』には、「茅花抜く浅茅が原のつぼすみれ今盛りなりわが恋ふらくは」(大伴田村大嬢、巻八・一四四九)とあり、「つぼすみれ」とともに詠まれる「つばな」の歌がある。「つばな」(チガヤ・イネ科)であれば万葉集にも歌われ、春から初夏にかけて、若い「花穂(花筍)」を食用にすることが知られる。旧暦五月であれば、紫の花穂は、その鞘から白い綿穂をなびかせる頃となり、食用には適さなくなっている。年が更まり、「若反りし」若穂はもう遣わせた、という意味だろうか。チガヤは多年草であり繁殖力が高い。夏ははじめの旧暦五月、「(新しく)造って遣わせ」との意ともとれる。
- (25) 小谷博泰氏「上代文学と木簡の研究」(和泉書院 2000:1)
- (26) 拙稿「正倉院文書紙背『韓藍花歌切』攷一附、正倉院文書(僧

- 正美書状)落書―(『日本女子大学大学院の会誌』第36号 2019・10)、なお、本稿でいう「別稿」とは、当該論文を指す。
- (27) 拙稿(注26)に詳述。
- (28) 内田賢徳氏・乾善彦氏編『万葉仮名と平仮名―その連続・不連続―(三省堂 2019・3)は、万葉集の「仮名書き」の在りようから、平安の「かな文字」までを視野に据えるものであり、教唆的である。
- (29) 拙稿(注3)論文②③④参照のこと。
- (30) 奥村悦三氏「かなで書くまで―かなとかな文成立以前―(『萬葉』一三五号 1990・3)
- (31) 拙稿(注3)論文⑤
- (32) 川端善明氏「万葉仮名の成立と展相」(『日本古代文化の探求文字』社会思想社 1975・7)
- (33) 拙稿(注3)論文⑥
- (34) 拙稿「人麻呂の「端々」と「小端」―「畳語」の「繰返し表記」の視点から―(『日本女子大学大学院の会誌』二二号 2001・3)